

令和5(2023)年度
ものづくり産業物価高騰等対策支援
補助金(2次公募)

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、エネルギーや原材料等物価高騰等の影響を軽減させるため、県内ものづくり中小企業者等が行う生産コスト抑制に向けた省資源化・高効率化に資する取組又は安定的に調達可能な代替原材料への転換に向けた取組に要する経費の一部を補助する「ものづくり物価高騰等対策支援補助金」事業を実施します。

つきましては、令和5(2023)年度の事業計画について次のとおり募集します。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和5(2023)年7月3日(月)～7月28日(金) ※17:00 必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内ものづくり中小企業者等が行う製品製造時における省資源化・高効率化に資する取組又は安定的に調達可能な代替原材料への転換に向けた取組	
補助対象者	県内中小企業者等(ただし、みなし大企業は除く)	
	経費区分	内容
	1 調査等に要する経費	製品製造時の省資源化、高効率化又は原材料の変更等を行うに当たって、更なる効果の向上のために外部への調査、分析、指導を必要とする場合に要する経費
	2 設計に要する経費	機械装置の製作・設置の設計及び製造ラインの再設計等に要する経費
補助対象経費	3 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費	(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む)又は自社により機械装置を製作する場合の部品又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の購入に要する経費。 イ 本事業に必要な機械装置又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の試作、改良、据え付け、修繕の外注に要する経費。 ウ 本事業に必要な機械装置又は工具器具の借用に要する経費。 (2)「工具器具費」とは、補助対象経費で単価50万円未満の次のものをいう。 ア 本事業に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費。 イ 工具器具の試作、改良、据え付け、修繕に要する経費。
	4 工事に要する経費	機械の製作・設置及び製造ラインの改修に付帯する電気工事、レイアウト変更等に要する経費 ※定着性を有しない等軽微なものに限る。 なお、機械設備の設置場所の整備工事や基礎工事を伴う建物等の建設費は計上できません。 ※補助事業期間内で完了するものに限る。

補助対象経費	経費区分	内 容			
	5 システムの導入に要する経費	本事業により設置した設備等を、効率的に運用するためのシステムの導入等に要する経費			
	6 1から5までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、製品の測定、分析、解析、試験、プログラム作成の委託等に要する経費			
補助金額	400万円以内	補助率	1/2以内	補助期間	令和5(2023)年度内

3 事業日程（予定）

令和5(2023)年7月3日(月)～7月28日(金)	募集
8月中旬～下旬	審査(書類及びヒアリングによる審査)
9月上旬～中旬	採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
11月～12月	中間検査
令和6(2024)年2月中旬～下旬	事業終了、実績報告書提出
3月	完了検査、補助金支払

※補助金の支払は、事業終了後になります

4 留意事項

- ▶ 1企業1申請までとさせていただきます。
- ▶ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- ▶ 他の補助事業に申請中の事業計画であっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げいただくこととなります。(同一事業の補助対象経費を他の補助金と重複して補助対象とすることはできません。)
- ▶ 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- ▶ 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業名は公表となります。
- ▶ 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- ▶ 補助事業終了後、成果活用状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) 事業計画書(実施要領様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 調査等委託計画書(交付要領様式第4)(他から調査等を受ける場合)
- (5) 直近の2年間の決算報告書の写し
- (6) 見積書等

※取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課までデータをメールにて送付(7月28日(金)17:00必着)してください。提出書類は控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
[TEL:028\(623\)3192](tel:028(623)3192)
mail: kougyou@pref.tochigi.lg.jp

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

○県ホームページ URL

https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r5_monodukurisanngyoubukkakoutouhozyokin.html